

平成23年6月20日

環境測定分析機関及び
精度管理に係る機関 各位

川崎市川崎区四谷上町10-6
財団法人日本環境衛生センター

環境測定分析統一精度管理調査に係る過去の試料（残っている試料）の配布先について

環境測定分析統一精度管理調査にご協力いただきまして、ありがとうございます。

環境省では、「今後の環境測定分析統一精度管理調査のあり方について」を平成23年5月23日に改定し、その中で「地方自治体等における環境測定分析技術の向上等に資するため、環境省環境調査研修所が実施する研修等に対し協力を行う」としています。具体的に本調査における試料に関しては、今後調製した環境試料のうち余ったものについては、研修等に役立てるため環境省環境調査研修所にお渡しすることとなります。

過去の試料（余っている試料）についても、研修等に役立てるため、大部分は環境省環境調査研修所にお渡しますが、希望に基づく配布も考え、全体的には下記(ア)～(イ)の対応としました（優先順を示しています）。

- (ア)環境省環境調査研修所が実施する研修等に役立てる（無償でお渡し）
- (イ)希望する環境測定分析機関（本調査の参加機関）へ配布する
- (ウ)精度管理に係る機関へ配布する
- (エ)廃棄する

そこで、上記(イ)及び(ウ)の対応として、平成23年4月13日から「本調査の参加機関（環境測定分析機関）」及び「精度管理に係る機関」に対して、試料の希望を受け付けました。

その結果、「環境測定分析機関」としては2機関（各1試料）、「精度管理に係る機関」としては1機関から希望がありました。

「環境測定分析機関」からの希望については、希望とおりに試料を配布しました。

「精度管理に係る機関」からの希望については、目的が「民間機関の精度管理の向上に資するための参照試料としての利用」であり、「環境省環境調査研修所に渡した後、余った試料はすべて希望」としており、余った試料を配布することとしました。

以上の結果でわかりますように、今後、環境測定分析機関の方々が内部精度管理に利用するために過去の試料が必要な場合などは、下記へ問い合わせをお願いいたします。

- ・過去の試料に関することは
地方自治体の方は、環境省環境調査研修所へ
（TEL：042-994-9303 四ノ宮教官）
民間機関の方は、NPO法人環境測定品質管理センターへ
（E-mail：npo.caqc@forest.ocn.ne.jp）
- ・全体的なことは、調査実施機関へ
（E-mail：「<http://www.seidokanri.go.jp/>」の「お問い合わせ」から）

なお、環境測定分析統一精度管理調査につきましては、今後とも、従来と変わらぬご協力をお願いいたします。

（平成23年度調査実施機関）
〒210-0828
川崎市川崎区四谷上町10-6
財団法人日本環境衛生センター
環境科学部 西尾高好